

自由論題 3「東南アジアの政治」・報告 1

報告テーマ

フィリピン地方自治における開発評議会の効果
“Local Development Council and its Effect to the Local Development Planning in the Philippines”

氏名（所属）

西村 謙一（大阪大学）

要旨（800 字程度）

マルコス政権崩壊後の地方分権化は 1991 年地方政府法に法的基盤を置くが、この法律は、地方行政への市民参加を規定したことから革新性の強い法律といわれている。さらに、同法は、社会的に周辺化された人々（女性、労働者、都市貧困層、先住民、障がい者）の地方議会への参加を規定していることにも窺えるように、社会的弱者に配慮した地方自治の実現を目指したものであるといえよう。

同法において行政への市民参加の機関として設置されたのは、地方入札委員会、地方保健委員会、地方教育委員会、地方開発評議会（LDC）などであるが、この中で扱う分野の包括性という点で最も重要なのは LDC である。そこで、本報告では LDC に焦点を当てて、その運営実態を見ることによって、フィリピンの自治体が社会的弱者に配慮した地方自治をどの程度まで実現しえているのかを検証したい。

LDC は、自治体の開発計画案と投資計画案を策定し、これらは地方議会に提出されその承認を得ることによって正式に自治体の開発計画、投資計画となる。従って、LDC は開発計画等を発議する機関として重要な地位を与えられていることになるが、その議席の少なくとも 25%を NGO や住民組織（PO）の代表に充てることとされているため、これが法の規定通りに機能すれば、社会的弱者を含む市民の意向を地方自治に反映させることが可能になる。

ところが、LDC は、1990 年代から 2000 年代にかけて機能不全を指摘されてきた。そこで、われわれは、フィリピン国内の約 1600 の市・町から 300 自治体が無作為に抽出し、これを対象とした調査を 2011 年から 12 年にかけて実施し、LDC の運営実態の解明を試みた。その結果、大多数の自治体で LDC が開発計画等を策定していることが明らかとなった。本報告では、さらに明らかにされるべき問題として、NGO や PO の代表が参加することによって社会的弱者に配慮した予算配分や政策が行われるようになったのかについて分析する。